

地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用 推進事業の募集について

経済産業省 令和4年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業
(無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化のための総合的な調査検討・調整プロジェクト)」

公 募 要 領

令和4年5月

株式会社野村総合研究所

公募要領

目 次

はじめに.....	1
I. 本事業の公募概要	2
1. 目的.....	2
2. 事業内容.....	2
3. 公募対象事業の要件.....	3
4. 事業の実施期間.....	3
5. 事業費.....	4
II. 応募手続	5
1. 応募者.....	5
2. 応募書類.....	6
III. 審査・選定.....	8
1. 審査の方法及び手順.....	8
2. 審査基準.....	9
IV. その他	11

はじめに

自動運転・MaaS等の先進モビリティサービスは、少子高齢化や都市部への人口集中をはじめとした我が国の社会構造の変化によって顕在化する様々な社会課題に対し、移動の自由の確保・地域活性化・交通事故削減・移動の効率化・人材不足解消などで貢献し、同時に、生活利便性の向上や産業競争力の強化により我が国全体の経済的価値の向上に寄与するものです。

上記のように、自動運転等の先進モビリティサービスへの社会的な期待は高く、世界的な市場の立ち上がりも今後急速に見込まれることから、我が国の輸出産業の大きな柱でもある自動車産業の国際競争力を維持・強化するという観点からも、官民協調して、関連する取組全体を引き続き強力に押し進めることが重要です。

各国において、MaaS（Mobility as a Service）や自動走行技術を活用した持続的な都市交通の実証・実装が進展している中、日本でも、2019年度よりスマートモビリティチャレンジ（※1）として先進的なMaaS実証を実施してきているところであり、今後は環境負荷の低減と移動課題の解決の同時達成や、電動化・自動化による急激な環境変化への対応が求められる自動車バリューチェーンの変革など、これまでの取組の成果を生かして更に困難な課題へとチャレンジすることが求められます。

2021年度は、地域や業種をまたがるモビリティデータの利活用により新たな価値を生み出す高度なMaaSの実現に向けた実証を実施し、中長期的な検討軸を確立するためのデータ利活用上の受容性・事業体制面での工夫等について成果や課題を整理しました（※2）。

2022年度においても、引き続き地域住民やサービス利用者の生活の質及び地域に存在する様々なサービスの持続可能性を向上させる高度なMaaS（新しいモビリティサービス）の実現、また上記を実現する上で必要と考えられる関係主体間の連携を促進する主体（MaaSコーディネーター）の創出を目指し、「地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用推進事業」（以下「本事業」という。）を継続して実施します。

なお、本事業は経済産業省の令和4年度「無人自動運転等の先進MaaS実装加速化推進事業（無人自動運転等の先進MaaS実装加速化のための総合的な調査検討・調整プロジェクト）」（※3）の内数として実施するものであり、国立研究開発法人産業技術総合研究所を幹事機関とするコンソーシアム（以下、事務局と呼称）が事務局として委託を受けて実施するものです。なお、本事業における採択事業者との契約業務等は、事務局のうち本事業主担当の株式会社野村総合研究所が実施します。また、本公募要領は、本事業を実施する事業者を募集するに当たっての、応募手続、審査基準等を定めるものです。

（※1）スマートモビリティチャレンジ

<https://www.mobilitychallenge.go.jp/>

（※2）令和3年度「スマートモビリティチャレンジ」事業の成果と今後の取組の方向性について

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/smart_mobility_challenge/20220405_report.html

（参考資料3 地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用推進事業での取組）

（※3）「自動運転レベル4等の先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト（RoAD to the L4）」研究開発・社会実装計画

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/Automated-driving/RoADtotheL4.html

I. 本事業の公募概要

1. 目的

本事業は、地域や業種をまたいで、人流(公共交通)・物流・その他サービスに関するデータ等を組み合わせて利活用することにより、地域住民やサービス利用者の生活の質及び地域に存在する様々なサービスの持続可能性を向上させる高度な MaaS(新しいモビリティサービス)の実現、また上記を実現する上で必要と考えられる関係主体間の連携を促進する主体(MaaS コーディネーター)の創出に向けて取組を推進するものです。

2. 事業内容

採択された主体は、上記「1. 目的」の記載内容に沿った実証実験(企画・準備・実証・検証)を実施いただくと共に、MaaS コーディネーターの創出を通じた高度な MaaS(新しいモビリティサービス)の実現を進める上での事業面、体制・環境面、受容・効果面での課題及び解決の方向性の整理、またその他制度面での課題等の抽出・整理を実施していただきます。

地域や業種をまたがるデータの利活用による高度な MaaS の実現に向けては、以下の3つのテーマに示すような取組を一体的に実施していくことが重要です。本事業においては、目指す将来像の実現に向けて、この3つのテーマに沿って事業を実施いただきます。

テーマは、目指す将来像の実現に向けて、どの部分に重点的に取り組むかを踏まえて選択してください。テーマは1つだけでなく、2つまたは3つのテーマにまたがることが可能です。

本事業におけるテーマ、取組イメージ

テーマ①:移動サービス間のデータ・システム連携

- ・ 地域の交通サービスの効率化に向けた、複数の交通事業者間でのバックエンドシステムやデータの連携・共通化の検証 等

テーマ②:異業種間のデータ・システム連携

- ・ 移動目的地(購買・医療等)に関するサービス事業者と、移動サービス事業者間のシステムやデータ連携における課題抽出
- ・ データ連携による効率化効果の検証、分析結果を用いた業務更新・改善 等

テーマ③:地域データ基盤の構築・活用

- ・ 地域データ基盤の構築に向けた要件定義
- ・ モビリティデータの分析による新たな付加価値の創出、創出付加価値提供先の新規開拓 等

※なお、取組イメージに記載されている内容はあくまで想定される実証実験の一例であり、上記事業内容の趣旨やテーマに沿った取組であれば、本事業の対象とするものとします。

3. 公募対象事業の要件

本事業の対象となる主体・取組は、以下の要件をいずれも満たすものとします。

- ・ 複数団体の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること
- ・ 応募者において、実証実験やデータ収集、検証を主体的に実施できる体制があること
- ・ 企業、事業者として、健全であること
- ・ 実証実験の実施等に際し、事務局との契約に応じることができること
- ・ 事務局による進捗管理等、本事業の推進支援に協力すること
- ・ 事務局による検証・分析等に積極的に連携・協力が可能なこと

※ とりわけ、全国に実証を通じた知見や課題を共有するとの観点から、実証前・実証中の段階にあっても、国及び委託を受けた事務局と連携し、意見交換や、可能な範囲でのデータ提供等に協力等を実施すること

- ・ 本事業の成果について、経済産業省のホームページ等の中での紹介に同意できること
- ・ 安全性や法令順守、感染症対策等について十分に配慮した実証実験が実施できること
- ・ データ連携においては、国土交通省から示された「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン ver2.0」を考慮すること

※参考 URL : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001399517.pdf>

4. 事業の実施期間

本事業のより効果的な実施のため、令和4年内に実証実験を終了し、令和5年2月に本事業が完了することを目安とします。具体的な日程については、事務局及と協議のうえ、実証実験の内容等を踏まえ、分析に必要な実証実験期間を設定することとします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を踏まえ、スケジュールに変更が生じる場合は、事務局との協議を行うこととします。

5. 事業費

本事業における実証実験の企画・準備・実施と分析および課題抽出に必要な費用について、事務局から代表団体に対する外注費として支出します。

本事業を実施することにより、特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の最終的な帰属先は、原則、選定事業者とすることを想定しています（コンソーシアムで受託する場合は、コンソーシアム内で権利義務の帰属先を予め定めておくこと）。但し、委託事業終了時に提出する事業成果報告書等の納入物の著作権については、経済産業省が実施する権利及び第三者へ実施を許諾する権利を認めることが採択条件となります。

委託費は1件あたり上限4,000万円で、2～3件程度を想定しています。

具体的な委託金額については、経済産業省、事務局との協議のうえ、実証実験の内容等を踏まえ、支出の必要性等を考慮して決定することとします。下表に支出項目の一例を示します。

なお、本事業で事務局側が負担する経費の考え方としては、特に、本事業に係る全ての経費を負担するというだけでなく、モビリティデータ利活用取組に対して、本事業において新たな取組を行う上で生じる追加的な経費を負担することで、ユースケース創出や社会実装の推進が図られることを期待しています。そのため、従来の取組での経費負担に対して追加的な負担を求めることになる場合は、特に分かるようにお示し下さい。

実証実験の企画	✓ 実証実験計画の立案費用
実証実験の準備	✓ 実証実験の実施に必要な法制度面の手続きに係る費用 ✓ 実証実験の実施に必要な関係機関・事業者との協議に係る費用 ✓ 実証実験の実施に必要なシステムの構築・導入に係る費用 ✓ 実証実験の周知など、利用促進や広報に係る費用
実証実験の実施	✓ 実証実験におけるデータ取得、調査実施等に係る費用
分析および課題抽出	✓ 実証実験結果の分析や示唆の整理に係る費用 ✓ 事務局が主催する委員会への出席に必要な費用 ✓ 報告書作成費用

(※) 経済産業省による委託事業の財産の管理・処分に係る処理の観点から、20万円以上の財産となる物品の購入は不可となります。実証実験に必要な場合は、レンタルやリース等での対応をお願いします。

Ⅱ. 応募手続

1. 応募者

(1) 代表団体

応募は、代表団体の長が行ってください。

事務局（株式会社野村総合研究所）は、代表団体に対して実証実験の実施等に係る委託契約を結びます。

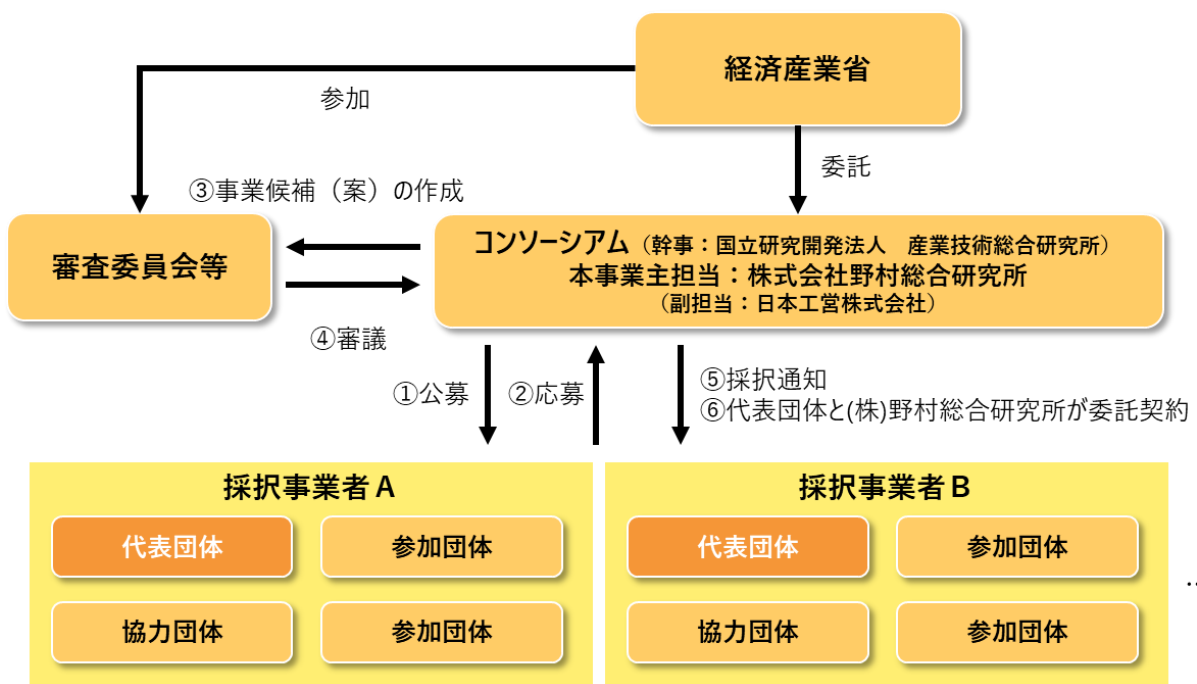
なお、代表団体は、応募書類の提案主体となるほか、事務局による審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有することになります。また、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、実証実験の実施を始め事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

(2) 参加団体

参加団体は、代表団体と共に実証実験を実施します。

本事業の実施を担う他事業実施者も参加団体に含まれます。

事業の実施・審査体制



2. 応募書類

応募書類は申請書類内の記載要領に従って作成し、電子ファイルで提出してください。本要領に示された様式以外での応募は認められません。（１）から（３）の書類に加え、補足資料やパンフレット等を提出いただくことも可能ですが、審査対象にはならない場合がありますことをご了承ください。

項目		具体的な内容
(1)	応募申請書	✓ プロジェクト名、代表団体、応募内容の概要など
(2)	事業の企画提案書	✓ 取組の背景・モビリティデータ等の利活用イメージ ✓ 重点取組テーマ・実証実験概要
(2) — 1	将来構想実現とその実現に向けた全体像	＜取組の背景＞ ✓ 取組の背景にある課題・問題 ✓ 課題・問題と取組内容との関係性 ＜将来構想＞ ✓ 課題・問題解決に向けた将来構想 ✓ 事業目的との関連性 ＜事業モデルの精緻化＞ ✓ 継続性を考慮したビジネスモデル ✓ 事業モデルの実現 ✓ 事業効果の定量的な評価 ＜体制・環境構築＞ ✓ 事業主体・自治体・関連事業者等の参画・巻き込み ✓ 社会実装に向けた体制構築・合意形成 ✓ リソース効率化手法の導出 ＜受容性向上・取組効果の明確化＞ ✓ データの質及び量の向上手法の検証 ✓ 取組による付加価値及びその影響の導出
	実証実験の実現性	＜実証実験の位置づけ＞ ✓ ビジネスモデル・ロードマップにおける実証実験の位置づけ ＜実証実験の内容＞ ✓ 検証命題・手法の妥当性 ✓ 実証実験内容の具体性、実現性 ✓ 取組の全体設計及び検証・分析を担う主体の参画
(2) — 2	実証実験の実施体制	✓ 実証実施者の役割分担 ✓ 関係者との調整状況や調整内容
(2) — 3	実証実験の工程	✓ 実証実験に向けたスケジュール
(3)	概算見積書	✓ 実証実験に必要な費用のうち、委託費による負担を求める費用

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の（１）から（３）の各書類は、日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付してください。応募書類の様式は、本公募要領の置かれた特設サイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

3. 公募期間、応募書類の提出先

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。

- ・ 令和4年5月20日(金)：公募開始
- ・ 令和4年5月20日(金)～6月17日(金)：応募
応募意向の表明締切は6月3日(金)17時、最終締切は6月17日(金)17時
- ・ 令和4年6月20日(月)～：書類審査、（必要に応じて）電話やテレビ会議システムを用いたヒアリングを実施
- ・ 令和4年7月中：審査委員会等を経て事業実施団体の決定、各事業者に個別で内定通知以降、委託契約に入る

本事業に応募するすべての団体は、応募意向の表明締切までに、必ず、応募申請書類の様式（１）を記入のうえ、提出して下さい。

応募意向の表明締切の段階で、応募申請書類の様式（１）、様式（２）と作成ができている他の様式を提出いただいた事業者に対しては、早期に書類確認、必要に応じて電話やテレビ会議システムを用いたヒアリングを実施させていただきます。なお、書類は最終締切までに差し替えることも可能です。

＜応募書類の提出先＞

株式会社野村総合研究所 アーバンイノベーションコンサルティング部
地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用推進事業 公募事務局担当：

衣松、山下

メールアドレス：mobility_data-ext@nri.co.jp

- ・ 応募書類は、電子メールにより提出してください（締切日時までに必着のこと）。申請受理のお知らせは、提出メールに対する返信で代用いたします。
- ・ 応募書類の持参、バイク便、郵送による提出は受け付けません。また、締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。申請書の様式は変更しないでください。

（その他の留意事項）

- ・ 事務局は 10MB を超える添付ファイルの電子メールは受信できません。圧縮や分割が難しい場合は、その旨をお知らせください。対応方法を別途お伝えします。
- ・ 応募締切後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 採択候補決定までに、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、代表団体の担当者は確実に連絡が取れるようにしてください。
- ・ 採択結果は株式会社野村総合研究所より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

Ⅲ. 審査・選定

1. 審査の方法及び手順

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会等の意見を基に審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング等を実施させていただく場合がございます。

応募申請書類の作成にあたっては、様式中の記載要領を参照してください。

(1) 審査プロセス

① 書類審査

事務局において書類確認を行います。応募者に対し、提出内容に関する不明点等の確認を行う場合があります。

② 必要に応じてヒアリング

必要に応じて、ヒアリングを実施します。ヒアリングの対象となる地域は、直接、当該応募者にお知らせします。

③ 事務局において、事業候補（案）を作成し、審査委員会等における審議を経て、事務局において、事業実施団体を決定します。

(2) 審査に当たっての留意点

- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該応募者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①将来構想とその実現に向けた取組全体像

<取組の背景>

- モビリティデータ等の利活用に取組むに至った、地域の抱える課題やその背景にある問題について整理できているか。
- 上記の地域課題や背景と今回提案いただく取組内容との関係性が明確であるか。

<将来構想>

- 地域の抱える課題・問題の解決に向け、利活用を行うデータの種類やその取得方法、サービスモデルも含めた将来構想が立案できているか。
- 立案された将来構想が、モビリティデータ等を収集・活用することで、地域住民やサービス利用者の生活の質及び地域に存在する様々なサービスの持続可能性の向上、また「MaaS コーディネーター」の創出を目指すものであるか

<事業モデルの精緻化>

- 取組の継続性を意識し、将来的なビジネスモデルまで計画されており、実現までのロードマップが具体化できているか
- モビリティデータ等を活用した新しい事業モデルや、その実現に際し生じる追加的なリスク/コスト及びその負担方法が明確化されているか
- 交通分野や連携する異業種・分野における現状の支出・業務負担等と、取組による効果（コスト削減・付加価値創出等）の算出方法が明確化された取組であるか

<体制・環境構築>

- ビジネスモデル上必要な主体（データオーナーやステークホルダー等）が参画している、また不参画の主体に関しては巻き込み活動が実施/計画されているか
- 主体間での取組に関する認識の擦り合わせ、実証実験結果等を踏まえ社会実装に向けた合意形成について、具体的なプレイヤー像や手法が設定されているか
- 交通サービス等の運営に必要なリソース（人員や車両等）及び体制について、現状及び将来構想実現時の状態が明確化されているか

<受容性向上・取組効果の明確化>

- データオーナーやステークホルダーのニーズを理解した上で、利活用するデータの質及び量の向上や、関係者の行動変容・受容性促進のための手法が明確化されているか
- 取組を通じて創出する付加価値及びその波及効果・影響を確認・検証する手法が明確化されているか

②実証実験の実現性

<実証実験の位置づけ>

将来構想及びその実現に向けたロードマップ、さらに今回重点をおいて取組む実証実験テーマとの関係性が明確であるか

＜実証実験の内容＞

- 将来構想及びその実現に向けたロードマップにおける今回の実証実験の位置づけ・意義を踏まえ、適切な検証命題が設定されているか
- 命題を検証する上で適切な実証実験や検証手法（検証項目・分析方法・必要データ等）が計画されているか
- 以下に示す実証実験の内容が具体化されており、実現性の高いものであるか
 - 実施目的・場所・範囲・期間
 - 参加主体と役割
 - 使用するデータの種類や取得・連携の方法
 - 実験により発生する効果等の確認・検証方法
- 今年度実施する先進的な取組について、その結果・効果を定量的なエビデンス等を元に検証・分析し、横展開に資する知見と共に整理できる主体が参画しているか

IV. その他

- * 本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載のうえ、以下の宛先に電子メールで送付してください。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、問い合わせ締切は、令和4年6月3日(金)17:00※必着とします。
質問状に対する回答は、個別に質問者へ送付します。

<問い合わせ先>

株式会社野村総合研究所 アーバンイノベーションコンサルティング部
地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用推進事業公募事務局担当：衣松、山下
メールアドレス：mobility_data-ext@nri.co.jp

* 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、事務局の内、株式会社野村総合研究所と経済産業省が共同で利用いたします。本応募申請に関する個人情報は、令和4年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、株式会社野村総合研究所では、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<http://www.nri.co.jp/site/security.html>

個人情報の取り扱いについて：<http://www.nri.co.jp/site/privacy.html>

以上

(別紙)

質問状

企業名	
住所	
TEL	
E-mail	
質問者	
質問に関連する文章及び頁	
質問内容	